

# 津波浸水想定検討部会 規約

## (設置目的)

第1条 現在想定している神奈川県（相模灘及び東京湾）沿岸の津波の規模、浸水範囲等について、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による津波被害を踏まえ、「神奈川県津波対策推進会議」の下に、技術的見地から再検証を行うことを目的として、「津波浸水想定検討部会」（以下「検討部会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 検討部会は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 津波浸水予測の基となる地震断層モデルの再検証、必要な見直し
- (2) 浸水予測の再検証、必要な見直し
- (3) 「津波ハザードマップ作成の手引き」に関する再検証、必要な見直し
- (4) その他必要な事項

## (組織構成)

第3条 検討部会は、海岸管理や沿岸自治体の地域防災に資する津波浸水想定を行うため、学識者及び行政関係機関を持って構成する。委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

- 2 検討部会に部会長を置く。
- 3 部会長は、委員の互選により定める。
- 4 部会長は、会務を総括し、検討部会を代表する。
- 5 部会長が職務を遂行できない場合は、部会長があらかじめ指名した者がその職務を行う。

## (会議の招集等)

第4条 検討部会は、部会長が招集し、これを主宰する。

- 2 検討部会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

## (委員の任期)

第5条 委員の任期は、検討部会の所掌事項が完了するまでとする。

## (事務局)

第6条 検討部会の事務局は、神奈川県国土整備局河川下水道部流域海岸企画課、砂防海岸課、環境農政局水・緑部水産課におく。

## (雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、部会長がその都度会議に諮って定める。

## 附 則

この規約は、平成23年5月13日から施行する。  
この規約は、平成23年9月2日から施行する。  
この規約は、平成25年1月25日から施行する。  
この規約は、平成26年1月28日から施行する。

この規約は、平成 27 年 1 月 22 日から施行する。

別 表（第3条関係、順不同、敬称略）

氏 名	現 職
しばやまともや 柴山知也	早稲田大学理工学術院 教授
いながきけいこ 稻垣景子	横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院 特別研究教員
とみたかし 富田孝史	独立行政法人 港湾空港技術研究所 アジア・太平洋沿岸防災研究センター 副センター長
まつうらりつこ 松浦律子	公益財団法人 地震予知総合研究振興会 地震調査研究センター解析部 部長
ふなばししようじ 船橋昇治	国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所長
さとむらみきお 里村幹夫	神奈川県 安全防災局 温泉地学研究所長
しんぼやすひろ 新保康裕	横浜市 港湾局 企画調整部 企画調整課長
なかいがわよしほる 中井川吉春	川崎市 港湾局 港湾経営部 担当部長・整備計画課長（取扱）
いわさわしんいち 岩澤伸一	茅ヶ崎市 市民安全部 防災対策課長
すぎはらひでかず 杉原英和	神奈川県 安全防災局 安全防災部 災害対策課長
くぼとおる 久保徹	神奈川県 県土整備局 河川下水道部 砂防海岸課長
すずきいさお 鈴木勲生	神奈川県 県土整備局 河川下水道部 流域海岸企画課長